

**公益財団法人東京都農林水産振興財団**  
**生産緑地買取・活用支援事業の運用について**

制定 令和2年8月5日付2農振財農第469号  
(最終改正 令和5年3月31日付4農振財農第1724号)

## **第1 趣旨**

生産緑地買取・活用支援事業の実施に当たっては、生産緑地買取・活用支援事業実施要綱（令和2年3月31日付31産労農振第2542号）、生産緑地買取・活用支援事業に対する補助事業採択基準（令和3年3月31日付2産労農振第3235号。以下「東京都採択基準」という。）、公益財団法人東京都農林水産振興財団生産緑地買取・活用支援事業実施要綱（令和2年4月1日付2農振財農第52号。以下「実施要綱」という。）、公益財団法人東京都農林水産振興財団生産緑地買取・活用支援事業実施要領（令和2年7月20日付2農振財農第399号。以下「実施要領」という。）、公益財団法人東京都農林水産振興財団生産緑地買取・活用支援事業補助金交付要綱（令和2年7月20日付2農振財農第400号。以下「交付要綱」という。）、公益財団法人東京都農林水産振興財団生産緑地買取・活用支援事業審査会設置要領（令和2年8月5日付2農振財農第467号。以下「審査会設置要領」という。）に定めるもののほか、この運用に定めるところによるものとする。

## **第2 生産緑地等買取の内容**

実施要領別表に掲げる生産緑地等買取の事業（以下「買取事業」という。）を実施するに当たっては、以下に留意すること。

- (1) 買取事業を実施する対象の土地が、東京都採択基準第3の1に適合するものであること。
- (2) 買取事業を実施する対象の土地が東京都採択基準第3の1の(3)に該当する場合には、実施要領別記様式1の実施計画書「2(2) 買取予定の生産緑地等に関連する既定の計画等」に、都市計画に係る詳細を記入すること。

## **第3 買取生産緑地等の活用内容**

実施要領別表に掲げる買取生産緑地等の活用の事業（以下「活用事業」という。）を実施するに当たっては、以下に留意すること。

- (1) 活用事業の総事業費の積算に当たっては、官公庁が発行している積算基準等を参考とすること。ただし、これにより難しい場合は、複数の業者見積り等を参考にして、地域の実情に即した適正な現地実行価格を算定するものとする。

また、施設等の規模、構造等は目的に合致したものでなければならない。

- (2) 農福連携のための福祉農園等を整備する場合には、市民農園整備促進法（平成2年法律第44号）や特定農地貸付法（平成元年法律第58号）等の法令を遵守するとともに、利用者となる障害者や高齢者等に十分配慮した整備内容とすること。
- (3) 活用事業を実施する区市は、整備した施設等が有効に活用されるよう、施設管理規程などを定め、当該施設等の適切な維持管理に努めるものとする。

### 第3の2 買取生産緑地等の運営の内容

実施要領別表に掲げる買取生産緑地等の運営の事業（以下「運営事業」という。）の実施に当たり、補助対象経費、補助対象期間及び補助率は、東京都実施要綱第8(3)及び東京都採択基準 第3 3 (3)の規定に基づき、以下の表に示すとおりとする。

| 補助対象経費  | 補助対象期間      |                            | 補助率          |
|---|-------------|----------------------------|--------------|
| 東京都採択基準<br>第3 3 (2)に掲げる<br>経費<br>(上限：1,000万円) | 1<br>年<br>目 | 区市の第1回目の<br>申請の日が属する<br>年度 | 補助対象経費の2/3以内 |
|   | 2<br>年<br>目 | 1年目の翌年度                    | 補助対象経費の1/3以内 |

### 第4 実施計画の説明

実施要領第4第3項の審査会による実施計画の審査に当たって必要がある場合には、区市は、審査会に対して実施計画の内容等について説明を行うものとする。

### 第5 事業実施要件

#### 1 予算

財団は、区市に対して予算の範囲内で補助金を支出するものとする。

#### 2 事業期間

区市は、令和7年3月31日までに補助対象事業を完了させるものとする。

### 第6 活用事業における事業費の構成及び内容

1 活用事業における事業費の構成は、その事業内容により差異があるが、原則として別表のとおりとし、単価及び歩掛りは当該区市において定める基準によるなど、地域の実情に即した適正な現地実行単価により算定するものとする。また、事業又は施設の規模及び構造は、それぞれの目的に合致するものでなければならない。

2 活用事業における事業費の構成内容は、次のとおりとする。

#### (1) 工事費

工事費は、工事（工事に必要な仮設工事を含む。）に要する費用で、直接工事費、共通仮設費及び諸経費として現場管理費、一般管理費に区分する。それぞれの内容は次のとおりとする。

① 直接工事費

直接工事費は、労務費、材料費、直接経費等（その他工事の施行に直接必要な費用）であって、下記の②③に掲げるもの以外のものとする。

② 共通仮設費

共通仮設費の内容は、次のとおりとする。

ア 運搬費

機材、建設機械の運搬に要する費用

イ 準備費

準備片付け、丁張り、伐開等に要する費用

ウ 事業損失防止施設費

工事施工に伴って発生する騒音、振動等事業損失を未然に防止するために要する費用

エ 安全費

交通安全整理等に要する費用

オ 役務費

材料置場、電力料金等に要する費用

カ 技術管理費

品質・出来高・工程管理に要する費用

キ 営繕費

現場事務所、試験室、労務者輸送など営繕に関する費用

ク その他

数種目に共通的なその他の仮設費

③ 現場管理費

現場管理費は、工事現場の管理をするために必要な共通仮設費以外の費用とし、次のとおりとする。

労務管理費、地代、家賃、租税公課、保険料、退職金、福利厚生費、事務用品費、交通費、通信費、補償費、雑費等

④ 一般管理費

一般管理費は、工事施工にあたり企業活動を継続運営するために必要な経費であり、次のとおりとする。

役員報酬、従業員給料手当、退職金、福利厚生費、修繕維持費、事務用品費、通信交通費、動力・用水光熱費、調査研究費、広告宣伝費、交際費、寄付金、地代、減価償却費、試験研究償却、開発費償却、租税公課、保険料、契約補償費、株配当・役員賞与など不可利益等

(2) 機械器具費

機械器具費は、機械器具の購入費、運搬費又は据付け制作等の費用とする。

(3) 工事雑費

- ① 工事雑費は、事業実施主体が事業の施行に伴い、直接必要とする費用であって、次の区分及び内容のとおりとする。

| 区 分     | 内 容                               | 備考 |
|---------|-----------------------------------|----|
| 賃 金     | 日々雇用者賃金（測量、事務、現場監督補助人夫等の賃金）       |    |
| 消 耗 品 費 | 文具類、事務用消耗器具材等（現況工事出来高写真フィルム等含む）   |    |
| 光 熱 水 費 | 電気、ガス、水道使用料等                      |    |
| 印刷製本費   | 図面、諸帳簿等の印刷費、製本費                   |    |
| 役 務 費   | 郵便料、電信料、電話料（架設に要する経費を含む）、運搬費、雑役務費 |    |

- ② 工事雑費は、次により算出された額の範囲内とする。

工事費の2パーセント以内

(4) その他

- ① 実施設計費は、買取生産緑地等の活用の実施に当たって必要となる設計積算等に必要経費とする。
- ② 基礎調査費は、買取生産緑地等の活用の実施に当たって必要となる基礎調査等に必要経費とする。

附 則

この運用は、令和2年8月5日から施行する。

附 則（令和3年4月1日付3農振財農第83号）

この運用は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和4年8月25日付4農振財農第516号）

この運用は、令和4年9月1日から施行する。

附 則（令和5年3月31日付4農振財農第1724号）  
この運用は、令和5年4月1日から施行する。

別表

活用事業の事業費の構成

